疑義照会簡素化における合意書

社会医療法人高清会高井病院（以下、甲という。）と保険薬局名称：　　　　　　　　　（以下、乙という。所在地：　　　　　　　　　　　）は、乙の保険薬局における甲の院外処方せんに係わる薬剤師法第23条第2項及び第24条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上、同意を得てから行うものとする。

記

１ 院外処方せんにおける疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。（詳細については、社会医療法人　高清会高井病院「院外処方箋疑義照会簡素化プロトコール」参照）

① 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方を除く）

② 内用薬の剤形の変更

③ 内用薬における別規格製剤がある場合の規格変更

④ 半割、粉砕あるいは混合

⑤ 患者希望やアドヒアランスの向上を目的とした一包化

⑥ 残薬調整のための投与日数の短縮

⑦ その他、合意事項

２ 開始時期について

開始時期：令和　　年　　月　　日

３ 内容変更について

内容の変更については、必要時協議を行うこととする

令和　　年　　月　　日

名称（甲）：社会医療法人高清会高井病院

住所　　 ：奈良県天理市蔵之庄町470-8

代表者氏名：院長 　高井　重郎　 　　　 　 印

名称（乙）：

住所 ：

開設者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　 印